

令和4年度第2回市川市下水道事業審議会 資料

下水道使用料の改定にかかる 条例改正について（報告）

市川市 水と緑の部 下水道経営課

1. 下水道条例の改正内容

- ① 改定の目標 単年度の資金収支改善による、一般会計からの繰入金削減
- ② 下水道使用料 「基本料金(100^m以下)」及び「10^m超 30 ^m以下の超過料金」を1 ^mあたり 2.8%引き上げ
「基本料金(100 ^m超)」及び「30 ^m超の超過料金」を1 ^mあたり 5.6%引き上げ
- ③ 引上げ後の下水道使用料の一例 (1か月あたり、税抜)

	使用水量	現行	改定後	差額	計算式(改定後)
小口使用者	10 ^m ³	900 円	925 円	25 円	925 円(基本料金のみ)
	20 ^m ³	2,330 円	2,395 円	65 円	925 円+147 円×10 ^m ³
	30 ^m ³	3,960 円	4,065 円	105 円	925 円+147 円×10 ^m ³ +167 円×10 ^m ³
大口使用者	200 ^m ³	47,370 円	49,850 円	2,480 円	※

※ 1,900 円+147 円×10 ^m³+167 円×10^m³+198 円×20 ^m³+239 円×50^m³+289 円×100^m³

- ④ 改定予定時期 令和 5 年 4 月 1 日

※記者会見資料

2. 9月議会での条例改正議案に対する主な質疑について①

質問概要	回答概要
<p>改正に至る経緯と内容について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 地方公営企業法の財務規定等を適用 ・令和元年度 「市川市下水道事業経営戦略」策定 ・令和2年度 本市下水道事業審議会へ、「今後の下水道使用料のあり方」について諮問し、答申をいただいた ・答申内容 「独立採算制」による経営を実現するためには、基本料金、及び1㎡あたりの料金単価ともに、一律5.6%の引き上げが必要 引上げ時期については、新型コロナウイルス感染症の影響を慎重に見極めて対応すべき ・答申後 新型コロナウイルス感染症が急拡大し、実施時期を、答申の令和4年4月から令和5年4月へと1年間延期 ・令和4年現在 新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えず、また、諸物価が高騰し、市民生活に配慮しなければならない状況 下水道事業 単年度の資金収支が、毎年度マイナスとなるなど、公営企業に求められる「独立採算制」による経営が不十分な状態 ・改定率を答申から圧縮 下水道使用料改定による一般家庭への負担増加を極力軽減するため、利用世帯数の約92%を占める、30㎡までの改定率を、基本料金、及び1㎡あたりの料金単価ともに、答申の5.6%から2.8%へと半分に圧縮
<p>圧縮した経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20㎡までの圧縮の検討 使用水量実績で最も多い水量で、全利用世帯の約75%にあたる20㎡までの基本料金、及び料金単価の改定率を軽減する案をまずは検討 ・4人以上の世帯への配慮 子育て世帯など、家族の人数が4人以上の世帯では、使用水量が20㎡を超える場合あり、全利用世帯の約92%にあたる、30㎡までの料金単価の改定率を2.8%に圧縮

2. 9月議会での条例改正議案に対する主な質疑について②

質問概要	回答概要
市民の負担増について	<p>(金額は1カ月あたり 税抜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用水量20㎡の場合 答申(5.6%) 現行の2,330円から、2,460円へ130円の増 圧縮後(2.8%) 改定後は2,395円となり、65円の増 ・使用水量30㎡の場合 答申(5.6%) 現行の3,960円から、4,180円へ220円の増 圧縮後(2.8%) 改定後は4,065円となり、105円の増
下水道処理区域面積が拡大した場合、利用者が多くなるため、使用料は減額できるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・経費が一定の場合 処理区域内人口が増えると、一人当たり経費は減額 ・本市の場合 下水道普及率が令和3年度末76.8%であり、現在も下水道管渠整備中のため、整備進展に伴う企業債償還元金及び利息、汚水処理経費が増となることから、下水道使用料の減額は困難な状況
下水道料金改定の前に行うべき経営改善策について、どんなことを行ったのか	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金の徴収一元化 収納率が向上し、令和2年度の97.7%から令和3年度は99.1%へ1.4ポイント上昇 経費は、一時的に増加するが、令和8年度以降は約9千万円の減額を見込む ・一元化前の滞納整理強化 収納率が、令和2年度の約7千万円から令和3年度は約1億2千万円へ増 ・市川市水洗便所改造資金貸付条例改正 接続率向上の対策として、共同住宅の下水道接続に係わる経済的負担緩和のため、貸付対象に共同住宅を追加

2. 9月議会での条例改正議案に対する主な質疑について③

質問概要	回答概要
<p>諸物価が高騰し、市民生活が苦しい状況であることを考慮し、下水道使用料を改定するのではなく、下水道整備を一部先送りしたり、財政調整基金を取り崩し補填すべきではないのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立採算の原則 下水道事業会計の経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則となり、雨水公費・汚水私費の原則により、汚水の処理に要する経費は下水道使用料を充てる ・基準外繰入 現行の下水道使用料では、必要経費を賄いきれず、毎年度資金収支不足が発生直近5年間で平均4億円以上を一般会計から繰り入れている状態 ・下水道整備 将来的には、国から新設整備に対し、補助金を受けられなくなる可能性があるため、早期整備が必要財源不足を理由に整備を先延ばしにすることは、現実的ではない ・受益者負担の原則 この不足分は受益者負担の原則により使用者が負担すべきもので、災害等による復旧経費や、一般会計の著しい財源不足などに備えて積み立てている財政調整基金を取り崩して補てんすることは不適切
<p>諸物価がさらに高騰し、状況が悪化した場合には、施行時期を遅らせることは考えているのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施行時期については、今後も、諸物価の状況などを注視し、著しく悪化した場合には、市民への負担増を和らげられるよう、柔軟に対応

○ 審議結果

賛成多数（賛成39 反対2）

3. 1 2月議会での条例改正議案に対する主な質疑について

質問概要	回答概要
現在の物価高騰による市民生活の状況についての認識、及び改定時期の検討状況について	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の下水道使用料の引き上げ幅 当面、物価高騰が持続する見通しであることを考慮し、最大限抑制し、家計への影響に配慮・ 生活保護受給者世帯 下水道使用料の免除・ 生活保護を受給していない世帯 支払の一時猶予制度あり、今後、下水道使用料改定の内容とともに周知を図る ⇒ 市民生活が極めて厳しい状況になることは、避けられると考えられる・ 改定を延期した場合 資金収支が悪化し、一般会計からの繰入が必要・ 以上により、予定通りの改定を行いたいと考える・ 国において、物価高騰に向けた様々な施策が講じられつつある 市川市においても、市民生活の実情にきめ細かく目配りし、市独自の経済対策を講じる 市民の皆さまには、トータルで負担がかからないようにしていきたい

4. 改正後の収支見込について

単位：千円（税抜）

項目\年度	R1	R2	R3	R4	R5		差額 (②-①)
					改正前①	改正後②	
下水道使用料	4,744,714	5,292,110 (※2)	4,880,539	4,823,637	5,239,674	5,401,339	161,665
経常利益	226,002	335,543	-39,371	-207,521	-657	161,008	161,665
資金収支（基準外繰入金除く）A	-2,346,290 (※1)	-277,280	-256,140	-361,819	-296,334	-150,616	145,718
基準外繰入金（※3）B	803,165	799,994	23,626	107,824	181,149	181,149	0
出資金	803,165	799,994	23,626	107,824	0	0	0
負担区分の見直し	雨水建設改良費一般財源分				122,205	122,205	0
	生活保護受給者減免分				44,200	44,200	0
	受益者負担金減免分				14,744	14,744	0
資金残高 C=（前年度C+A+B）	719,291	1,242,005	1,009,491	755,496	640,311	786,029	145,718

(※1) 令和元年度の千葉県流域下水道事業維持管理負担金について、千葉県が令和2年度より公営企業会計を導入したため、支払時期が変更となり前年度分と当年度分の2年分を支出したものです。

(※2) 上下水道料金徴収一元化により、使用料金を確定する時期（調定時期）を、水道料金に合わせた結果、13カ月分の計上となりましたが、実際の収入額は例年どおり12か月分となっています。

(※3) 令和4年度までは出資金となり、令和5年度以降は、一般会計との負担区分を明確化し、基準内ではないものの、一般会計で負担すべきものとして、雨水建設改良費一般財源分、生活保護受給者減免分、受益者負担金減免分の繰入を行います。